

急増する 社員の休業・休職・退職を巡る ルールとトラブル防止実務対策



契約した日に働くことが労働契約であり、会社が社員を休ませることが特別な事由なくできないように、社員が休むことも余程の理由がなければあってはなりません。

しかしながら、休まざるを得ない事情もあることから、育児や介護のための休業、精神疾患による休職など、法律や就業規則によって、休んでもよい日が定められています。

近年、さまざまな事由で長期にわたって休業する社員が増えています。どこまでが法的に必要なしくみかあいまいなまま運用していませんか。

また、認められた範囲で復帰できなければ退職せざるを得ませんが、上手く退職させられるしくみになっていますか。このほかにも、雇用形態の多様化に伴い、退職のトラブルは増えています。

本セミナーではこのようなことに適切に対応し、未然にトラブルを防ぐことができるよう、法的な知識を踏まえ、企業防衛の視点からのルール作りについて解説します。

【主な内容】

<休業編>

1. 必要な休業の種類とその概要
2. 妊娠・出産・育児の実務対応

<休職編>

1. 休職の意味と上手なしくみ作り
2. 復職の判断とその後の制度

<退職編>

1. 契約期間満了の正しい取扱い
2. 解雇にまつわるルール

◆ 日 時：平成29年8月29日（火）
13:30~16:30

◆ 会 場：焼津文化会館3階

◆ 受講料
藤枝法人会会員様・・・無料
会員以外の方・・・1,000円
(※当日頂きます)

【講師】(株)人事サポートプラスワン 代表取締役・経営士 **松本 健吾** (まつもと けんご) 氏

【プロフィール】

兵庫県姫路市出身。神戸学院大学法学部法律学科卒業後、製薬会社勤務を経て、小嶋経営労務事務所に入所。小嶋広喜先生に師事し、経営推進部長を務めるかたわら、株式会社コンサル・コープのチーフコンサルタントを兼任する。小嶋広喜先生の勇退を引き継ぎ、2007年4月、株式会社人事サポートプラスワンを設立し、独立。同時に、小嶋経営労務事務所の解散時の職員で立ち上げた KJ 合同事務所の一員でもある。

※定員 100 名。定員になり次第締め切らせていただきますので、下記申込書にご記入のうえ、お早めにお申込み下さい。尚、お申し込みに対するお返事は致しませんが、定員に達してお断りする場合はご連絡いたします。

<お問い合わせ> (公社)藤枝法人会事務局 ☎054-643-8410

キリトリ不要

(公社)藤枝法人会行き

FAX. 645-1310

切. 8/10

<法人会の実務講座受講申込書 (8/29 開催)>

会社名 _____

TEL. _____

FAX. _____

<氏名>

<氏名>

※お申込者多数の場合は、法人会事務局までご相談ください。